

完了検査の注意事項について

建築基準法、建築物省エネ法の改正に伴い、建築物の完了検査について変更等がありますので、次の項目にご注意願います。

・省エネ規定の書類検査があるため、**検査希望日の3日前までに完了検査を申請**願います。それに伴い、登別市において**完了検査**を行う日程は原則「**毎週木曜日の午後のみ**」といたします（木曜日が祝日の場合は事前にご相談ください）。

・改正建築基準法第6条第1号第3号に該当する建築物で**完了検査の特例**（法第7条の3）の適用を受ける場合、完了検査申請時に**工事写真の添付**が必要です。

基礎配筋：底板、立上り等の配筋及び埋込ボルト類

構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁：軸組、仕口、耐力壁の接合金物や配筋

屋根の小屋組：梁、桁、母屋、垂木の接合金物

・現地では境界線を確認するため、**原則全ての境界標（石杭がない場合、それらに代わる木杭や金属標など）を土砂や氷雪から露出**させてください。特に冬期は事前に養生する等の対応をお願いします。

・24時間換気対応の換気扇の電源スイッチについて、居住者が換気扇を停止することのないよう対応（電源スイッチにカバーを取付ける、掃除又は故障時以外は電源を切らないよう表示する等）をしてください。

近年、確認申請時の図面と現場を比較した際に、不整合が生じている事案が発生しております。建築基準法施行規則第3条の2に規定される軽微な変更該当する場合は変更した図面の提出等を求めています。軽微な変更該当せず、**検査済証の交付ができない**場合もございます。

例)

- ・隣地に存在する建築物等（軒、換気フード等を含む）が申請敷地へ**はみ出し**している
- ・申請敷地に、配置図に記載のない**建築物等**（既存の塀、擁壁等を含む）が**存在**している
- ・申請敷地に、建築基準法等への適合が確認できない**ブロック塀等（新設、既設問わず）**が**存在**している
- ・間取り及び建具の変更等により**シックハウス対象気積が増加**（間仕切りが不適切、ルーバー状の建具を使用する等、シックハウス対象外の部分へ通気があるものを含む）している
- ・車庫や火気使用室など、内装制限を受ける室の**内装に木材等の不燃・準不燃材ではないものを使用**している。（1/10の緩和は柱や梁等の露出部分が対象であり、**角材や羽目板による仕上は小面積でも不可**。なお、床から1.2m以下の部分も内装制限の対象となる。）
- ・排煙規定対象の**排煙窓の設置高さが図面と相違し有効排煙面積が減少**している。